

財政福祉委員会 請願原稿・陳情一覧

令和元年12月26日(木)

○ 健康福祉局関係

(新規分)

令和元年請願第17号 国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

令和元年請願第18号 敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

令和元年請願第19号 敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

令和元年請願第20号 敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

令和元年陳情第14号 高齢者福祉及び障害者福祉の職場における職員の大幅な増員と賃金の引上げの実現を目指す意見書提出を求める件

国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

請願者 南区芝町159番地

名古屋の国保と高齢者をよくする市民の会
小室 熊

要旨

名古屋市は、国民健康保険料について、国の財政支援制度を活用し、保険料負担を緩和する努力をしてきた。しかし、2019年度の1人当たりの平均保険料は前年比で3200円余りの引上げとなつた。更なる保険料の引下げのために、一般会計から市独自の繰入れを行うなどの努力が必要である。

名古屋市は、保険料負担を軽減する独自の減免制度を設けているが、申請しないと適用されないために、特別軽減の要件に該当する世帯の約7割が減免されていない。また、子育て世代支援のためにも、子どもに係る保険料は徴収しない対応が求められる。

国民健康保険料が長期間未納になっている世帯に対して、資格証明書が発行される場合が多数あり、また、差押えが増えている現状は改善が必要である。

2018年度に改定された名古屋市の介護保険料は、愛知県内で最も高く、全国20政令指定都市でも5番目に高い水準である。介護保険料及び介護保険利用料では、愛知県内の多くの自治体が設けている独自の減免制度が名古屋市にはない。また、全国的には、必要とされる介護サービス・介護予防サービスを制限する動きも強まっている。自治体が保険者として、要介護度の認定から介護サービス・介護予防サービスの提供まで、責任を持って実施するべきである。

については、誰もが健康で生き生きと暮らせる制度の充実に向け、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を大幅に引き下げる。
- 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免する。
- 3 国に対して国民健康保険料の均等割をなくすよう求め、当面は名古屋市として18歳までの子どもに係る均等割を免除する。
- 4 国民健康保険の資格証明書の発行や、生活を脅かす差押えはやめること。
- 5 介護保険料及び介護保険利用料の独自減免制度を新設すること。
- 6 利用期間を制限することなく、必要な介護サービス・介護予防サービスを受けられるよう、名古屋市として責任を持つこと。
- 7 後期高齢者医療と介護保険の自己負担を2割に引き上げないよう国に求めること。

敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

請願者 千種区宮根台一丁目4番11号

敬老バスの充実を求める名東の会

代表 高橋 達

要旨

名古屋市は、65歳以上の高齢者が市バス・地下鉄で使える敬老バスについて、市内の名鉄、JR、近鉄でも利用できるように制度を見直す方針を固め、2019年10月11日に市議会財政福祉委員会で委員に説明を行った。私たちは、このことを歓迎する。名古屋市敬老バス条例の目的である「高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ること」に資するからである。

名古屋市は、敬老バスには利用回数制限を設け、上限は1年間に700回とすることが妥当であると提案している。年間700回とは、1週間当たり13回である。名鉄とバスを乗り継いで往復すると4回になるため、こうした利用は週3回までに制限される。財源確保を考えて、高齢者人口の増加を見越した10年間持続可能な制度としていく必要があることを口実にしているが、これには賛成できない。利用回数制限の設定により、利用者が、自分はあと何回利用できるのかと心配する心理的な利用抑制効果が働き、気兼ねなく使うことができるようにして高齢者の社会参加を支援するという敬老バスの目的から外れていくからである。

事業費を固定的に考える必要はないと思う。名古屋市の調査により、敬老バスには4つの効果があることが明らかになっている。その効果とは、生き生きとした生活の実現につながる社会参加効果、歩数の増加による健康効果、経済効果、環境効果である。

利用拡大の適用開始の目標が2022年2月からというのも遅すぎる。

2018年10月から上飯田連絡線で敬老バスが適用されており、償還払いの方式が採用されているが、その経験を生かしてよりよいものにしてほしい。

どの地域でも高齢者が健康で積極的に社会参加できるよう、1日も早い敬老バスの利用拡大を求める。また、利用拡大に当たっては利用回数制限を導入しないことを要請する。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 早期に敬老バスの名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を実現すること。
- 2 利用拡大に当たっては、利用回数制限を導入しないこと。
- 3 上飯田連絡線の利用に係る償還払いの方式を改善すること。

敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

請願者 千種区朝岡町1丁目17番地 コンフィデンス本山3E号
敬老バスの充実を求める千種の会
代表 酒井 健太朗

要旨

名古屋市は、65歳以上の高齢者が市バス・地下鉄で使える敬老バスについて、市内の名鉄、JR、近鉄でも利用できるように制度を見直す方針を固め、2019年10月11日に市議会財政福祉委員会で委員に説明を行った。私たちは、このことを歓迎する。名古屋市敬老バス条例の目的である「高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ること」に資するからである。

名古屋市は、敬老バスには利用回数制限を設け、上限は1年間に700回とすることが妥当であると提案している。年間700回とは、1週間当たり13回である。名鉄とバスを乗り継いで往復すると4回になるため、こうした利用は週3回までに制限される。財源確保を考えて、高齢者人口の増加を見越した10年間持続可能な制度としていく必要があることを口実にしているが、これには賛成できない。利用回数制限の設定により、利用者が、自分はあと何回利用できるのかと心配する心理的な利用抑制効果が働き、気兼ねなく使うことができるようにして高齢者の社会参加を支援するという敬老バスの目的から外れていくからである。

事業費を固定的に考える必要はないと思う。名古屋市の調査により、敬老バスには4つの効果があることが明らかになっている。その効果とは、生き生きとした生活の実現につながる社会参加効果、歩数の増加による健康効果、経済効果、環境効果である。

利用拡大の適用開始の目標が2022年2月からというのも遅すぎる。

2018年10月から上飯田連絡線で敬老バスが適用されており、償還払いの方式が採用されているが、その経験を生かしてよりよいものにしてほしい。

どの地域でも高齢者が健康で積極的に社会参加できるよう、1日も早い敬老バスの利用拡大を求める。また、利用拡大に当たっては利用回数制限を導入しないことを要請する。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 早期に敬老バスの名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を実現すること。
- 2 利用拡大に当たっては、利用回数制限を導入しないこと。
- 3 上飯田連絡線の利用に係るものを受け、償還払いの方式を改めること。

令和元年請願第20号

敬老バスの早期の利用拡大と利用回数制限を導入しないこと等を求める件

請願者 守山区森孝東二丁目801番地
敬老バスの充実を求める守山の会
代表 くれまつ 順子

要旨

名古屋市は、65歳以上の高齢者が市バス・地下鉄で使える敬老バスについて、市内の名鉄、JR、近鉄でも利用できるように制度を見直す方針を固め、2019年10月11日に市議会財政福祉委員会で委員に説明を行った。私たちは、このことを歓迎する。名古屋市敬老バス条例の目的である「高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ること」に賛するからである。

名古屋市は、敬老バスには利用回数制限を設け、上限は1年間に700回とすることが妥当であると提案している。年間700回とは、1週間当たり13回である。名鉄とバスを乗り継いで往復すると4回になるため、こうした利用は週3回までに制限される。財源確保を考えて、高齢者人口の増加を見越した10年間持続可能な制度としていく必要があることを口実にしているが、これには賛成できない。利用回数制限の設定により、利用者が、自分はあと何回利用できるのかと心配する心理的な利用抑制効果が働き、気兼ねなく使うことができるようにして高齢者の社会参加を支援するという敬老バスの目的から外れていくからである。

事業費を固定的に考える必要はないと思う。名古屋市の調査により、敬老バスには4つの効果があることが明らかになっている。その効果とは、生き生きとした生活の実現につながる社会参加効果、歩数の増加による健康効果、経済効果、環境効果である。

利用拡大の適用開始の目標が2022年2月からというのも遅すぎる。

2018年10月から上飯田連絡線で敬老バスが適用されており、償還払いの方式が採用されているが、その経験を生かしてよりよいものにしてほしい。

どの地域でも高齢者が健康で積極的に社会参加できるよう、1日も早い敬老バスの利用拡大を求める。また、利用拡大に当たっては利用回数制限を導入しないことを要請する。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 早期に敬老バスの名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を実現すること。
- 2 利用拡大に当たっては、利用回数制限を導入しないこと。
- 3 上飯田連絡線の利用に係るものを含め、償還払いの方式を改めること。

高齢者福祉及び障害者福祉の職場における職員の大幅な増員と賃金の引上げの実現
を目指す意見書提出を求める件

陳情者 熱田区沢下町9番7号 労働会館東館405
全国福祉保育労働組合東海地方本部
執行委員長 越須賀 舞

要旨

多くの高齢者福祉及び障害者福祉の職場では、労働基準法上の休憩や休暇、時間外労働について法令遵守がされていない。労働基準法は、全ての職場で必ず実現しなければならない最低限の労働条件の基準を定めた法律である。しかしながら、高齢者福祉及び障害者福祉の職場では、休憩対応の職員配置ができる補助はなく、入手不足の状況で、休憩もまとまに取れない。また、書類作成の時間も保障されておらず、時間外労働や持帰り仕事がサービス残業として常態化している。利用者の処遇や安全を守るために、現場ではこのような働き方をせざるを得ない実態がある。2007年8月28日に厚生労働省から示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」には、労働環境の改善のため「週40時間労働制の導入、完全週休2日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努めること」と書かれている。また、国の責任で「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと」が示されている。法令遵守ができない根本的な要因には職員の配置基準の低さがあり、国による制度の改善が必要である。

賃金についても、いまだに全産業平均との月約10万円の格差が解消されていない。特に初任給の低さから、専門職として誇りを持って働き始めて、「学生時代にアルバイトしていた時の賃金と変わらない」、「この賃金では結婚ができない」と将来に対する不安を理由に離職する職員は後を絶たない。最低賃金が毎年引き上げられ、それに伴い非正規雇用の時給水準は上がっているが、対応する原資の保障はなく、また、正規雇用の月給は、最低賃金の引上げ分のベースアップがなされていない状況である。抜本的に賃金の引上げを行うことができる報酬単価が必要である。

職員の配置基準を見直し、大幅な人員増を行うことや、将来も働き続けられる見通しが持てる大幅な賃金の引上げができなければ、高齢者福祉及び障害者福祉の職場での人材定着・確保は困難であり、憲法第25条にある人権保障もできない。職員、利用者そしてその家族も人権侵害をされている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 高齢者福祉及び障害者福祉の職場の職員の配置基準を抜本的に引き上げ、大幅な人員増をできるようにすること。
- 2 全ての高齢者福祉及び障害者福祉の労働者の賃金を引き上げ、全産業平均との月約10万円の格差をなくすこと。
- 3 高齢者福祉及び障害者福祉の労働者が人間らしく暮らすため、時間給で最低1500円以上支払えるようにすること。